両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)【手当支給等(育児休業)】支給申請書

両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)【手当支給等(育児休業)】の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

		労働局長	殿	代 事務 代行行 下から (代理人	理人代理・	条代理者・ 行者	名称 氏名 連絡先	, T								
1	<u></u>	雇用保険適用事業所番号 申請月の初日において				②労働·				公粕 3	番号:					
申請		常時雇用する労働者の数				④主たる (日本標準産			()	分類工	ョ つ 頁目名	:	T			
事業主	5	資本の額若しくは出資の総額				6記載担		所原	属/役耶	哉			氏名			
主	(紡	記載担当者 連絡先 記き) 電話番号			-	連絡先メアドレス(ク	ール 任意)									
	No	o. ①事業所名		②所在地							③雇用	保険適用	事業	所番号		
	1															
	2	2														
2	3	3														
本社	4															
社等を除	5	j														
除く		3														
事業	7															
所	8	3														
	9															
	10															
											のない場			はい		いいえ
※ 芽	·働局·	処理欄には記入しないでくださ	い。				L	4	本社等以	人外の哥	事業所は	ない		10.0		0.0.7
					決	裁 欄	等									
l L	局長	部(室)長				担当				¥ /				年	月	
労								受 起:	理 案 ⁴	番		第		年	月	号 日
働局							F				<u></u> 全年月日	 		<u>-</u>		日
※労働局処理欄								決	定	番		第				号
欄							-			夬 に		<u> </u>				円
	/# *							通知	書発	送年	月日			年	月	日
	備考															

【代】様式第1号(注意事項)

(提出上の注意)

- この支給申請書は、【代】様式第1号②③の様式とともに(育児休業等に関する情報公表加算を申請する場合は【代】様式第4号も添付して)、育休中等業務 代替支援コース支給要領0401に記載された支給申請期間内に必要書類を添えて、支給申請に係る労働者が生じた事業所にかかわらず、本社等、人事労務 管理の機能を有する部署が属する事業所(以下「本社等」という。)の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(以下「労働局」という。)に提 出してください。
- この申請書を提出するためには、支給要領0402aに記載する書類の写し及び支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)を添付していることが必要です(育 児休業等に関する情報公表加算を申請する場合は、さらに支給要領0402dに記載する全ての書類を提出する必要があります)。なお、すでに当該申請を行っ たことがある事業主で、提出書類の内容に変更がない場合は、【代】様式第5号に提出を省略する書類を明示することで、当該申請書類について再度の提出 は必要ありません。

(記入上の注意)

- 「申請事業主」欄は、本社等について記載してください。
- 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「申請事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記載し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」欄 に代理人の所在地、名称及び氏名を記載してください

申請者が社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項に規定する提出代行者または同施行規則第16条の3に規定する事 務代理者の場合は、「申請事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記載し、「代理人又は事務代理者・提出代行者」欄に事務代理者・提出代行者の所 在地、名称及び氏名を記載してください。

申請者が代理人、提出代行者又は事務代理者以外の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入してください。

- 1③欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて雇用される者であり、かつ、週当 たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者)の数を記入してください。
- 1④欄は、日本標準産業分類に従った主な業種(中分類)を記入してください。
- 1⑤欄は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。 5
- 下表に該当する事業主が対象となります。

「女に数コノモチ水エルノ					
小売業(飲食業を含む)	資本額又は出資額が	5,000万円以下、	または常時雇用す	る労働者の数が	300人以下
サービス業	"	5,000万円以下、	または	"	300人以下
卸売業	<i>II</i>	1億円以下、	または	<i>''</i>	300人以下
その他	"	3億円以下、	または	<i>II</i>	300人以下

1⑥欄については、この申請書の作成担当者を記入してください。労働局から、記載内容等当該申請に係る問合せを電話等で行うことがありますので、詳細を 承知している方を記入してください

また、助成金の支給後、労働局からアンケートを実施することがあります。その際、メールで対応可能な場合は、連絡先メールアドレスを記載してください(任

「※労働局処理欄」には記入しないでください。

(その他の注意事項)

1 事業主が次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。

イ 助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすること(以下、「不正

受給」という。)により、支給申請日又は支給決定日の時点で、5年間の不支給措置がとられている事業主等 口助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。)の労働保険料(同法第41条により徴収する権利が消滅して いるものを除く。以下同じ。)を納付していない事業主等(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主又は納付の猶予期 間内に支給申請を行う事業主であって猶予期間の終了日の翌日から2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主を除く。)

ハ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行った事業主等

ニ 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号 一 助成金の又紀に除る事業所において、風俗呂楽寺の規制及び業務の適正化寺に関する法律第2宋第4項に規定する接行飲食寺呂楽(同宋第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている事業主等ただし、同条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接入の表が経済と対している。

成金の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の・ 部である場合を除く。

ホ 暴力団関係事業主等(以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。)

(イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

事業主等又は事業主等の役員等(事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。 (ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等

a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事 業主等

b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与 している事業主等

c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等 d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等

へ事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体 等に属しているとき

ト支給申請日又は支給決定日の時点で倒産(雇保則第35条第1号に規定する倒産をいう。)している事業主等(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11 年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更 生手続開始の申立てをいう。)を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)

チ 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表及び助成金の返還等について、承諾していない事業主等

リ「支給要件確認申立書」(共通要領様式第1号)の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出していない事業主等

ヌ「雇用関係助成金支給要領」に従うことについて、承諾していない事業主等

不正受給に関与したことにより、「雇用関係助成金共通要領」0902に定める助成金の不受理措置が取られている社会保険労務士又は代理人が当該不受 理期間中に申請を行った事業主等

ヲ 支給申請書等に事実と異なる記載又は証明(軽微な誤り(労働局長が認めた場合に限る。)は除く。)を行った事業主等

- 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の 際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。
- 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等については、当該支給申請に係る支給決定日の翌日から起算して5年間保管してください。
- 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の返還に加え、当該返還額の2割に相当する額を含め、返還していただきます。 また、社会保険労務士又は代理人等が不正受給に関与していた場合(偽りその他不正行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合も含む。)は社 会保険労務士又は代理人等に対しても助成金の返還及び返還額の2割に相当する額を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還 を終了する日までの期間に対し、年3分(支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分)の利息を付します。
- 係りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、不支給とした日又は支給を取消した日から5年間、雇用保険法に 基づく助成金等の申請ができなくなります。なお、支給を取消した日から5年を経過しても、不正受給に保る請求金が納付されていない場合は、納付日まで不 支給措置期間を延長します。(社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、納付日まで社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基 づく申請又は代理人が行う申請を受理しない。)
- 代理人が申請する場合にあっては、委任状(原本に限る。)を添付してください。
- 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、支給要領やパンフレットをご覧いただき、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

<【代】様式第1号②(表)(R7.4.1改正)>

(2024年1月1日以降に対象育児休業取得者の育児休業(※)が開始している場合に、本コースの申請が可能です。) (※)産後休業の終了後そのまま育児休業をする場合には産後休業が開始している場合

対象労働者の育児休業期間が1か月以上の場合のみ使用

育休中等業務代替支援コース【手当支給等(育児休業:休業取得時)】詳細

1.事業主 申請事業主:

(1)	制度等の規	見定、	労務コン	ノサル	ティング	7														
	1 育児休	業制度	Ē			規定年月	B		年	月	日									
	2 育児の7	ための	短時間	勤務	制度	規定年月	日		年	月	日									
	3 社会保障	険労務	士等へ	の委	託の有	無		1	2	無	*	1を過	選択	したり	場合し	はⅢ. も記載	載してくた	ごさい	0	
2	育児休業理	仅得者	が有期	雇用	労働者	である場合	(有	期雇月	用労働	者力	『算の申	請を	行	う場合	のみ	.)				
	対象育児休美の定めのない										D間、期間		1 7	有	2 無					
3	次世代育成习	支援対策	ŧ推進法:	第13条	に基づく	認定の有無	(該当	iする番	号をO	で囲る	む。)		1 7	有:	2 無	認定日:		年	月	П
4	次世代育成	支援対策	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第15条	の2に基	よづく認定の存	有無 (該当する	る番号で	<u></u> €07	で囲む。)		1 7	有:	2 無	認定日:		年	月	日
ш.	支給申請に	係る育	「児休業」	取得者	f															
⑤	労働者の原	属性										_								
	氏名					雇用保険 被保険者番														
	雇用契約期 間		年	月	日~		年	月	日											
	休業の対	氏名																		
	象となった子	出生日		年	月	日														
<u>6</u>	休業期間																			
	i 産前・産後 期間	休業		年	月	日~		年	月	日										
	ii 育児休業	期間		年	月	日~		年	月	目										
Ш	労務コンサ	ルティ	ノグ宝施	内密	₩ [①	[3 社会保	除学	熟十 等	へのき	新石	の有無 !で	「右」	李 道	異択した	- 提 -	に記入				
	従業員へ	,,,,,	- / 天心	777	<u> </u>	. 五本体	灰刀	7.7 工 寸	+073	< p 6 V	J LWK EL	· 'A]	근로	<u> </u>	<u>-70 F</u>					
	の仕事と育児の両立																			
	支援に関する課題																			
8	⑦の課題に																			
	対するコンサルティン																			
	グ内容																			
9	コンサル ティングを																			
	受けて改善																			
	した点																			
(10)	育児休業制		いて、労	'働協約	的又は就	は業規則に基	づき	運用し	ており、	. 2 0	対象とな	る労	働き	本人	の申と	出に基づき運	!	+, \		
U	用しているか	١,																, o		



に係る申請

<支給申請額> 過去の育休中等業務代替支援コース での受給の有無(今回の支給申請人 数を除く。)「有」の場合は、前回の支 給申請までの受給人数を記入。 口有 人 「有期雇用労働者加 有 算」の申請 口無 ※「有」の場合は【代】様式 育児休業等に関する情 □ 有 第4号と必要書類も添付す 報公表加算の申請 ること。 業務体制整備経費 手当支給に係る助成額 有期雇用労働者加算 □ 20万円 育休期間1か月以上か つ社会保険労務士等に 委託 <加算ありの場合> +□ 6万円 100,000円 + 育休期間1か月以上 育児休業等に関する情報公表加算 支給申請額 <加算ありの場合> 円 20,000円 + 0 **育休中等業務代替支援コース 申請履歴(同一年度(4月1日~3月31日)に支給要件を満たした労働者)** 手当支給 等(育児休

※1事業主当たり、【手当支給等(育児休業)】【手当支給等(短時間勤務)】及び【新規雇用(育児休業)】を合わせて1年度10人まで支給。 (最初に生じた支給対象労働者が支給要件を満たした日の翌日から5年以内に要件を満たすことが必要)

新規雇用

(育児休業)

に係る申請

合計

- ※1か月以上の育児休業取得の場合、「休業取得時」及び「職場復帰時」併せて1回の申請につき1人とカウントする。
- ※短時間勤務は「短時間勤務開始時」及び「制度利用終了時」併せて1回の申請につき1人とカウントする。
- ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた事業主(くるみん認定事業主)は、令和12年3月31日まで延べ50人まで支給対象。
- ※業務体制整備経費は1事業主1人目の対象育児休業取得者について1回までの支給とする。

手当支給等

(短時間勤務)

に係る申請

対象労働者の育児休業期間が1か月以上の場合のみ使用

育休中等業務代替支援コース【手当支給等(育児休業:職場復帰時)】詳細

1	制度等の	規定																					
	育児休業	東得者	の原職	銭等へ	の復	夏帰規	記定	規	定年月	目目		:	年	月	日								
π	. 支給申請(- 仮スま	与旧人	坐配	44.3	£-																	
	労働者の		<u> </u>	***	· rerra	-																	
	氏名								雇用保限保険者														
	雇用契約期間		年		月		日~			年	月		日										
	休業の対	氏名																					
	象となった子	出生日			年		月	日															
			:c. '#. 'Y	压士	Ľ	<u> </u>	7	Н															
	(育児休業取 休業前から3	は特有がた	水道労	働る	かま	での其	期間につ	いて	、同一	の労働	者派遣	事業	を行う	5事業三	上に雇用	され	ている	ロは	い口	」いいえ			
3	休業期間																						
	i 産前・産行 期間	後休業			年		月	日	~		年		月	日									
	ii 育児休算	業期間			年		月	日	~		年		月	日									
4	職場復帰	の状況	<u> </u>																				
						_	育児休	業終	了後、	引き網	売き雇用	用保険	の被	スパイルン	ロは	い	労働者の希望 番号を〇で囲	(該当する む)	1 原	原職等復帰	2	それ以外	
	復帰日		年	月		B	者として申請日		ト月以上 いて雇				らにま		ロい	いえ	ー	亥当する番	1 原	原職等復帰	2	それ以外	
	休業前後の	り状況						7	9児休	 業前							720 320		場復	[帰後			
	職務	;																					
	役職																						
	所定労働	日数																					
	所定労働	時間																					
	賃金(基本 手当、賞																						
	その他の労働	条件等																					
	休業前と職 等が異なっ 由														· ·								
	育児休業終 て3か月の間 上であるか。	間の就労					ロは	い	□ い	ハえ													
⑤	育児休業制 ているか。	度につ	いて、	労働	協糸	り又は	は就業規	規則	に基づ	き運用	用して	おり、	その	対象と	なる労	'働者	皆本人の申出に	基づき運	用し	ロは	い		

(裏面に続く)



<支給申請額>

過去の育休中等業務代替支援コースで の受給の有無(今回の支給申請人数を		有	人
除く。)「有」の場合は、前回の支給申請 までの受給人数を記入。		無	

手当支給に係る助成額	
	Ш
	П

育休中等業務代替支援コース 申請履歴(同一年度(4月1日~3月31日)に支給要件を満たした労働者)

手当支給等 (育児休業) に係る申請 手当支給等(短 時間勤務) に係る申請 新規雇用 (育児休業) 人 に係る申請

合計		Д
----	--	---

- ※<u>1事業主当たり、【手当支給等(育児休業)】【手当支給等(短時間勤務)】及び【新規雇用(育児休業)】を合わせて1年度10人まで支給。</u> (最初に生じた支給対象労働者が支給要件を満たした日の翌日から5年以内に要件を満たすことが必要)
- ※育児休業は1か月以上の取得の場合、「休業取得時」及び「職場復帰時」併せて1回の申請につき1人とカウントする。
- ※短時間勤務は「短時間勤務開始時」及び「制度利用終了時」併せて1回の申請につき1人とカウントする。
- ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた事業主(くるみん認定事業主)は、令和12年3月31日まで延べ50人まで支給対象。
- ※業務体制整備経費は1事業主1人目の対象育児休業取得者について1回までの支給とする。

<【代】様式第1号②(表)(R7.4.1改正)>

対象労働者の育児休業期間が1か月未満の場合のみ

育休中等業務代替支援コース【手当支給等(育児休業)】詳細

_<u>I.事業主</u> 申請事業主: #REF!

1	制度等の規	見定、労	務コン	ノサル	ティン	グ															
	1 育児休算	業制度				規定年	年月日		年	月	日										
	2 育児のカ	こめの知	豆時間	勤務	制度	規定年	年月日		年	月	日										
	3 社会保障	贪 労務:	士等へ	の委	託の有	無		1 存	1 2	無	※1を選	選択	した	:場合に	ŧΠ	. も記:	載してください	٧,°			
2	次世代育成支	5援対策	推進法領	第13条	に基づく	認定の	有無(該当	当する番	号を〇	で囲む	•)		1	有	2	無	認定日:		年	月	日
3	次世代育成支	医援対策排	推進法領	第15条	の2に基	 づく認定	 Eの有無(該当す	る番号を	をつで	囲む。)		1	有	2	無	認定日:		年	月	日
Π.	支給申請に	係る育り	見休業	取得者	i															_	
4	労働者の原	属性																			
	氏名						保険 含者番号														
	雇用契約期間	1	年	月	日~		年	月	日												
	休業の対 象となった	氏名																			
	子	出生日		年	月	日															
	(育児休業取行 休業前から支	导者が派 給要件を:	遣労働者 全て満力	者の場合	合) 『の期間』	こついて	、同一の	労働者派	(遣事業	を行う	事業主に	雇	用さ	れてい	る		ロはい口] いいえ			
	休業期間																				
	i 産前・産後 期間	:休業		年	月	日~		年	月	В											
	ii 育児休業	期間		年	月	日~		年	月	日											
<u></u>	I ①「3 社会 従業事と で表す。 で表す。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	·mixJ	<i>10</i>	·~//3	<u> </u>	2 Lm s	₹D L n	<u> </u>		- м ь / С											
	グ内容																				
_	コンサル ティングを 受けて改善 した点																				
9	育児休業制 運用している	度につい か。	って、労 [・]	働協約	又は就	業規則	に基づき	運用し	ており、	そのラ	対象とな	る:	労 働	力者本	人	の申出	出に基づき		はい		

(裏面に続く)

<支給申請額> 過去の育休中等業務代替支援コースでの受給の有無(今回の支給申請人数を除く。)「有」の場合は、前 □有 人 回の支給申請までの受給人数を記 口無 入。 □ 有 ※「有」の場合は【代】様式 育児休業等に関する情 第4号と必要書類も添付す 報公表加算の申請 □ 無 ること。 手当支給に係る助成額 □ 20万円 支給申請額 育児休業等に関する情報公表加算 ※社会保険労務士等 に委託 <加算ありの場合> 0 円 □ 2万円 20,000円 =

育休中等業務代替支援コース 申請履歴(同一年度(4月1日~3月31日)に支給要件を満たした労働者)

手当支給等 (育児休業) (后係る申請 「に係る申請 「無数のでは、一般のでは

- ※1事業主当たり、【手当支給等(育児休業)】【手当支給等(短時間勤務)】及び【新規雇用(育児休業)】を合わせて1年度10人まで支給。 (最初に生じた支給対象労働者が支給要件を満たした日の翌日から5年以内に要件を満たすことが必要)
- ※育児休業は1か月以上の取得の場合、「休業取得時」及び「職場復帰時」併せて1回の申請につき1人とカウントする。
- ※短時間勤務は「短時間勤務開始時」及び「制度利用終了時」併せて1回の申請につき1人とカウントする。
- ※次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた事業主(くるみん認定事業主)は、令和12年3月31日まで延べ50人まで支給対象。
- ※業務体制整備経費は1事業主1人目の対象育児休業取得者について1回までの支給とする。

両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース【手当支給等(育児休業)】)実施結果書

1 支給申請に係る業務代替者

業	1	フリガナ 氏 名						2	所属部署•担当業務				
務代誌	3	雇用保険被保険 ※被保険者でない:						4	採用年月日		年	月	日
替者	(5)	代替する業務	務内容、賃金等に	ついて、当	該労	動者と	上司又	又は人	事労務担当者が面記	炎を行った年月	日		
'		面談を行った年	手月日	年	月		日						
業務	1	フリガナ 氏 名						2	所属部署•担当業務				
代	3	雇用保険被保険 ※被保険者でない:						4	採用年月日		年	月	日
替者 2	⑤	代替する業務	務内容、賃金等に	ついて、当	該労	動者と	上司又	又は人	事労務担当者が面記	炎を行った年月	日		
2		面談を行った年	丰月日	年	月		B						
業	1	フリガナ 氏 名						2	所属部署•担当業務				
務代誌	3	雇用保険被保険 ※被保険者でない:	食者番号 場合は空欄					4	採用年月日		年	月	日
替者。	⑤	代替する業務	務内容、賃金等に	ついて、当	該労	動者と	上司又	又は人	.事労務担当者が面詞	炎を行った年月	日		
3		面談を行った年	 手月日	年	月		日						
業務	1	フリガナ 氏 名						2	所属部署•担当業務				
代	3	雇用保険被保険 ※被保険者でない:	食者番号 場合は空欄					4	採用年月日		年	月	日
替者	5	代替する業務	務内容、賃金等に	ついて、当	該労	動者と	上司又	又は人	.事労務担当者が面記	炎を行った年月	日		
4		面談を行った年	∓月日	年	月		日						

(次頁に続く)

•	坐数目	1 1 1	不中毒	坐
"	主控目	! [2] [们风器	主经分和

2	耒務見胆しの内容、耒税	分担					
業	務見直しを実施した年月日		年		月	日	
	業務見直し	結果					具体的内容
	a 業務の一部の休止・廃	止					
	b 手順・工程の見直し等による	5効率化、業務	量の減	沙			
	c マニュアル等の作成による	業務、作業手順	頁の標準	隼化			

		業務分	分担
		育児休業前	育児休業中(業務代替期間)
育児取	休業 得 者		
	1		
業務代替者	2		
替者	3		
	4		

3 制度等の運用実績

業務を代替する労働者に対する手当等の賃金増額制度を規定した 年月日		年	月		日
業務代替者に支給した手当等の総額が1万円以上(代替期間が1か 月に満たない場合は、1日あたり500円と比較して低い方以上)である		該当	非該	当	

	1か月目							2か月目						3か月目						
** 34	工化夫	掛間	自		年		月		日		年		月		日		年	月		日
未作	51 \ 7	1 州川	至		年		月		日		年		月		日		年	月		日
**	1	手当	等	月当たり					田	月当たり					円	月当たり				円
務	2	手当	等	月当たり					田	月当たり					円	月当たり				円
業務代替者	3	手当	等	月当たり					田	月当たり					円	月当たり				円
19	4	手当	等	月当たり					円	月当たり					円	月当たり				円
全	員分	の合言	十額	月当たり					円	月当たり					円	月当たり				円

					4	か月	目		5か月目						6か月目				
₩ 3	工化夫	掛間	自		年		月	日		年		月		日		年	J	1	日
未加	51 \ 7	1 7月1日	至		年		月	日		年		月		日		年	J	1	B
41/-	1	手当	等	月当たり				Э	月当たり	ı				田	月当たり				円
務	2	手当	等	月当たり				田	月当たり	ı				円	月当たり				円
業務代替者	3	手当	等	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり	ı			円
111	4	手当	等	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり	ı			円
全	員分	の合言	†額	月当たり				円	月当たり	I				円	月当たり				円

	7か月目						8か月目						9か月目						
** 34	大小书	掛間	自		年		月	日		年		月		日		年	月		日
未的	おれて名	部別目	至		年		月	日		年		月		日		年	月		日
AUE.	1	手当	等	月当たり				円	月当たり					円	月当たり	J			円
業務代替者	2	手当	等	月当たり				円	月当たり					円	月当たり	J			円
替老	3	手当	等	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり	J			円
13	4	手当	等	月当たり				円	月当たり					円	月当たり	J			円
全	員分	の合計	†額	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり	J			円

	10か月目							11か月目						12か月目						
₩ ¾	女化夫	掛間	自		年		月	日		年		月		日		年		月		日
未花	お下し省	刊旧	至		年		月	日		年		月		日		年		月		日
यार	1	手当	等	月当たり				円	月当たり	I				円	月当たり					円
業務は	2	手当	等	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり					円
代替者	3	手当	等	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり					円
1-13	4	手当	等	月当たり				円	月当たり	ı				円	月当たり					円
全	員分	の合言	十額	月当たり				円	月当たり	l				円	月当たり					円

A.合計手当支給額	
	円
(全ての月を合算)	1 3
\ _ _ _ _ _ _	

C.業務代替期間 の合計月数 か月

※1か月に満たない期間については切り上げ

B.助成金支給対象 額	Н
(上限適用前)	

※Aの4分の3(プラチナくるみん認定事業主は5分の4)の額。100円未満切り捨て。

D.助成金支給上限 額	田

※Cの月数×10万円

E.助成金支給額 (手当支給に係る分)	н
------------------------	---

※BがDより高い場合はDの額。それ以外の場合は、Bの額。